

道路上空に看板や日よけ等を 設置するときは

道路はみんなの財産であり、安全・快適に使用できなければなりません。

看板や日よけ等を設置する場合は、法令に従って適切に設置してください。大きさや形状、設置状況によっては、区の許可や届出が必要になる場合があります。

道路上空の使用

道路法第32条

道路の上空に看板や日よけを出すときは、道路占用許可が必要です。

あわせて、管轄の警察署長から道路使用の許可を受けなければなりません（道路交通法第77条）。

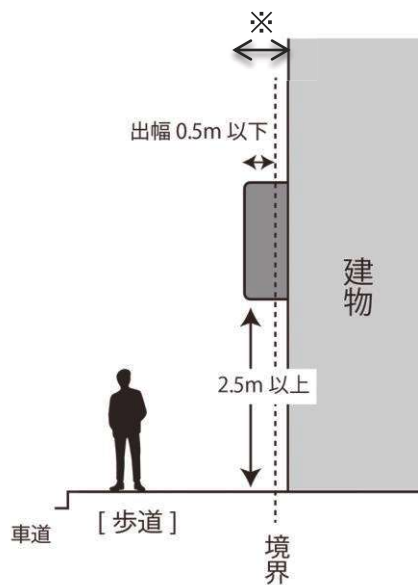
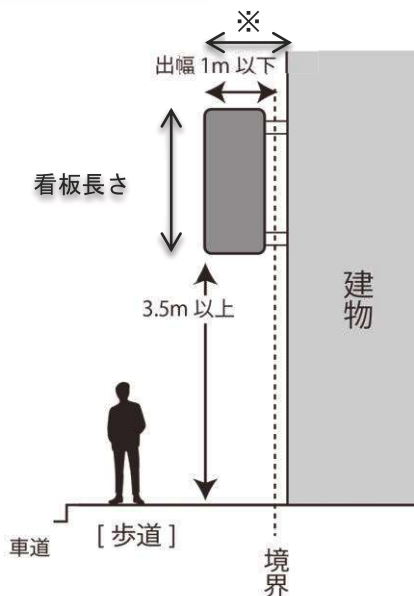
区道上空に設置する場合は、許可基準に従って申請してください（道路法第33条）。

許可を受けるための基準は次のとおりです。

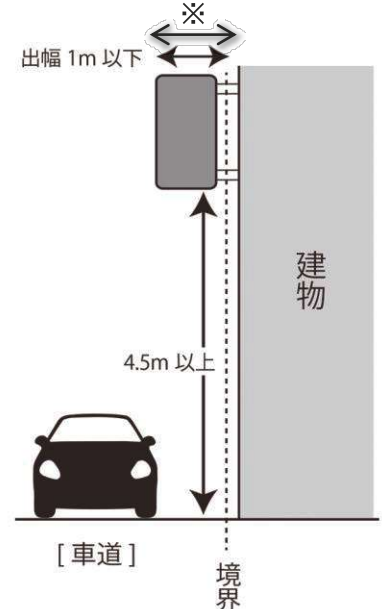
建物の壁面を利用する突出看板

※ 壁面利用の場合、壁面からの出幅は1.5m以下

歩道上の突出看板



歩道のない道路の突出看板



○ 1 営業所、事業所、作業所毎に2個以内

(販売、専門・加盟・代理店等の0.5㎡以下看板は除きます。)

○ 建物の壁面を利用した平板看板は、出幅0.3m以下

○ 長さ(高さ)が4mを超えるものは、工作物として建築確認が必要です。

○ 禁止区域(詳しくはP.3)においては、建物の壁面利用はできません。

「敷地に直接設置する突出看板(P.2参照)」のみ設置可能です。

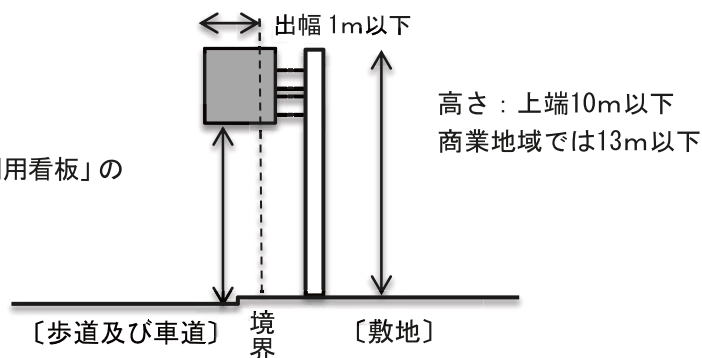
○ 2面表示看板の表示面積(㎡) = 看板長さ(m) × 道路内の看板幅(m) × 1.5面(減免)

1㎡未満の端数は、切上げて1㎡とします。

○ 建築限界以外の高さ(位置)及び看板の表示面積の制限は、東京都屋外広告物条例に拠ります。

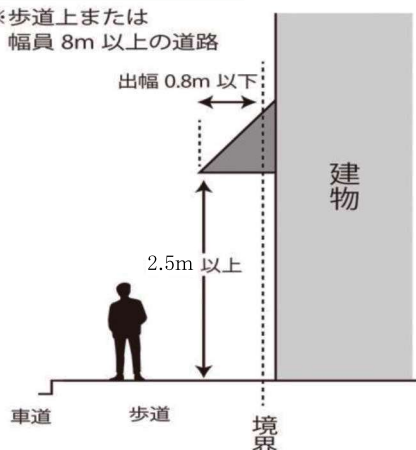
敷地に直接設置する突出看板

※高さの基準は、「壁面利用看板」の歩道・車道別と同じ

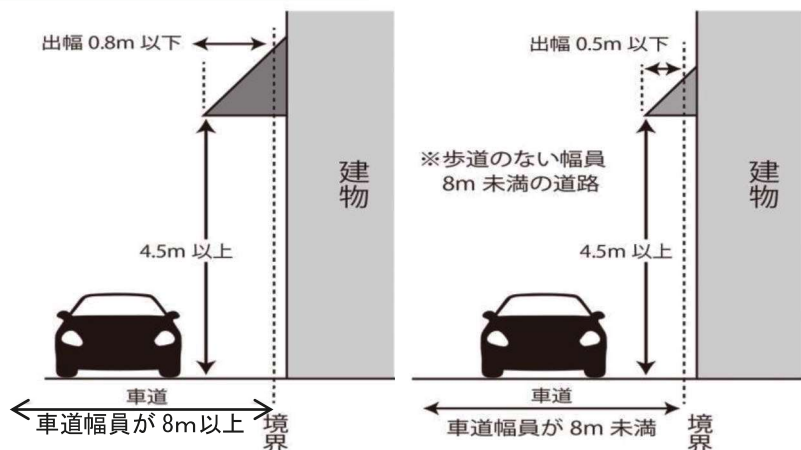


歩道上の日よけ

※歩道上または幅員 8m 以上の道路

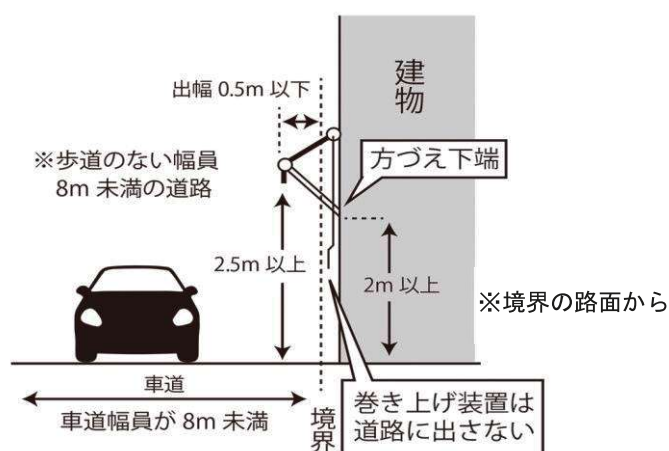
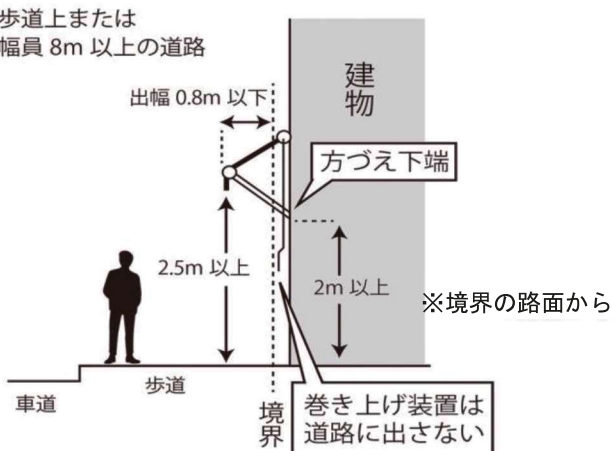


歩道のない道路上の日よけ



巻き上げ式日よけ

※歩道上または幅員 8m 以上の道路



○日よけの禁止事項

- ・道路内の梁へ側布等を吊り下げること
- ・広告物、装飾物等の添加および塗装
- ・照明灯、投光器の添加

○日よけの材質は、スチールパイプ等金属製骨組みに、難燃性ビニールコーティング布地等を用いた簡易な構造のもでなければなりません。

緊急車両の通行や、交通の円滑化及び安全性、並びに災害時における空間の確保のためにも、道路の適正利用にご協力ください。

世田谷区ホームページ「道路占用許可申請」

検索

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/009/002/002/d00007716.html>

これらの基準を満たしていない看板等は、道路上に設置することができませんのでご注意ください。
許可なく道路を占有することはできません（道路法第43条）。